

桶川市街頭防犯カメラ設置業務 仕様書（案）

1 業務名称

桶川市街頭防犯カメラ設置業務（以下、本業務とする。）

2 業務目的

本業務は、道路上に街頭防犯カメラを設置し、ネットワーク化することで、機器の安定稼働環境を確保し、防犯環境の向上及び効率化を実現することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 設置台数及び設置場所

(1) 設置台数

10基以上

(2) 設置場所

桶川市内の指定の場所

※本市において、警察等と協議のうえ設置場所を決定する。

※電柱共架予定

5 業務内容

(1) 機器等の調達

① 防犯カメラ

区分	項目	機能等
カメラ部	有効画素数	カラー 200万画素以上
	最低被写体照度	昼夜に対応するデイナイト機能を有し、最低被写体照度が0.5 L x 以下でのカラー撮影が可能であること。赤外線照射時は0 L x で赤外線照射距離が30mであること。
	逆光補正	逆光補正機能を有すること。
レンズ部	画角	水平方向最大80度以上、垂直方向最大45度以上
ハウジング部	形状	屋外設置を考慮した形状

	防塵防水性能	I P 66以上
その他	プライバシー保護機能	プライバシーマスクの設定を可能とすること。
	落雷、停電対策	S P D（避雷器）、停電時の自動復旧など落雷や停電対策を講じること。

② 通信機器及び通信回線

- ・通信機器は、防犯カメラ又は収納ボックス内に収納すること。
- ・通信回線は、5 G、4 G、L T Eのいずれかの無線又は有線によるインターネット回線とすること。
- ・市庁舎において、防犯カメラが記録した画像データを取得できるようインターネット通信環境の整備を行うこと。
- ・安価で最適な通信プランを提案すること。

③画像記録装置

- ・画像データをストレージ（HDD、SD、SSD等）又は遠隔地のサーバー等に保存できること。
- ・サーバー等は、24時間365日常時稼働とすること。
- ・画像データの保存期間は、10日間以上とする。
- ・画像データ再生時に撮影日時が表示され、自動で時刻補正する機能を有すること。
- ・ストレージ（HDD、SD、SSD等）に保存する場合、第三者が容易に取り出すことができない対策が講じられていること。

④管理システムの構築

- ・市庁舎に管理用パソコン1台を導入し、画像データを管理するためのソフトをインストールすること。
- ・必要な画像データを日付、時間などから容易に検索することができること。
- ・管理システム上でカメラの稼働状況を確認できること。

⑤表示板の設置

- ・防犯カメラの設置場所付近に、市が指示する表示（例：防犯カメラ作動中）を明記した表示板（1箇所につき1枚）を設置すること。

⑥その他

- ・使用する電源電圧はAC 100Vとし、電源の確保について市と協議のうえ適切に設置すること。なお、現地に使用可能又は通常配線で到達可能な場所に電源がない場合は、本業務外の別途工事とする。
- ・機器メンテナンス、システム運営及び通信など維持管理が容易で経済的であること。
- ・機器の不具合や通信回線等の障害等が発生した場合、速やかに復旧できる仕組みや体制を整えること。

(2) セキュリティ対策

- ・防犯カメラへのアクセス制限、管理者用パスワードの設定及び画像データの暗号化等により、画像データを第三者が容易に再生・編集できない対策を講じること。
- ・その他情報の不正アクセス、漏洩、紛失、盗難、改ざん、破壊その他事故等から保護するため、適切な対策を講じること。

(3) 諸手続き

- ・本業務に関する書類の作成及び手続きは受注者が行うこと。また、手続きに要する費用は受注者が負担すること。

6 提案上限額

導入に係る費用について、総額10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。運用に係る費用は提案上限額に含まない。）

※防犯カメラ及び付属設備の調達及び設置、表示板の設置、管理システムの構築、インターネット通信環境の整備等に要する費用とする。

※上記以外に各種申請手続きに要する費用など本市に負担が生じる経費があれば提出書類に追記すること。

7 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、適宜打合せを行い、その内容については、その都度議事録を作成し、確認を得ること。

なお、重要な打ち合わせを除き、オンラインによる会議を可とする。

8 損害賠償

本業務の実施に関し、発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うものとする。

9 その他

- (1) 桶川市街頭防犯カメラ設置業務公募型プロポーザル実施方針に定める事項を遵守すること。
- (2) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに受注者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 仕様書に記載の無い事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。